2 区域変更する期日 平成15年7月30日

熊本県告示第805号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供 用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一 般の縦覧に供する。

平成 15 年 7 月 30 日

義 子 熊本県知事 潮 谷

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供	用開	始	す	る	区	間	延 長 (メートル)	備	考
一般県道	植木山鹿線	鹿本郡鹿央 同 所	町大字広	字水		126	50番	1地先から	92.0	単	橋 改
						109	95番	1地先まで			

供用開始する期日 平成15年7月31日

熊本県告示第806号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供 用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一 般の縦覧に供する。

平成 15 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等 1

道路の種類	路	線	名		供	用	開	始	す	る	区	間		延 (メー	長 トル)	備	Ä	考
一般県道	越湯	小浦	場線	葦川	化郡芦北 所			石字		4		9 地差	Eから Eまで		540.0	緊	道	整

供用開始する期日 平成15年8月1日

熊本県告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供 用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一 般の縦覧に供する。

平成 15 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

	,_ , ,		1 // U //	4 15 to 5 to 5	٠,	1. 4 .4						
	道路の種類	路線名	供	用月	月 始	す	る	区	間	延 長 (メートル)	備	考
	主要地方道	水俣田浦線	水俣市大道 同 所	自字村前 同 字			97	70 番	地先から	260.0	緊道	整
		13 //1	, , ,			92	27番	1 地先まで				

供用開始する期日 平成 15 年 7 月 30 日

熊本県告示第808号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作 物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。 その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供